

監査結果報告書

平成 28 年 5 月 23 日

社会福祉法人宇治明星園
理事長 辻村 禎彰 様

社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人宇治明星園定款第 23 条、並びにその他関係法令に従った監査の結果、次のとおり報告します。

監事 小長谷 敦子



監事 都鳥 正喜



監査日時	平成 28 年 5 月 11 日(水曜日) 11 時 00 分～15 時 00 分 平成 28 年 5 月 13 日(金曜日) 13 時 00 分～16 時 00 分 平成 28 年 5 月 23 日(月曜日) 9 時 00 分～16 時 00 分
監査場所	5 月 23 日 京都府宇治市白川鍋倉山 22 番地 10 本部事務局(白川明星園) 5 月 11 日及び 13 日 京都府宇治市伊勢田町若林 41 番地 42 番地 伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム
監査実施内容	下記の通り
監査の意見	(1) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (2) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (3) 資金収支計算書及び事業収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。 (4) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。